

○多気町水道事業給水条例施行規程

平成18年1月1日

企業管理規程第2号

改正 令和2年3月19日告示第50号

令和2年5月1日告示第120号

(目的)

第1条 この規程は、多気町水道事業給水条例(平成18年多気町条例第150号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(新設等の費用負担)

第2条 条例第6条第1項に定める工事負担金は、次のとおりとする。

(1) 給水申込者が必要とする配水管について、町が必要と認め公道に先行布設するとき
は、増径した管の工事費の負担割合は、断面積の比率による。

(2) 前号以外の工事負担金は、全額申込者の負担とする。

(工事の検査)

第3条 条例第7条第2項の工事の検査を受けようとするときは、あらかじめ水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)に検査申請書を提出しなければならない。

(利害関係人等の同意書の提出)

第4条 給水装置の工事の申込者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第7条第3項に規定する同意書等を提出しなければならない。

(1) 他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとするときは、当該土地又は構築物の所有者の同意書

(2) 他人の給水装置から分岐しようとするときは、当該給水装置所有者の同意書

2 前項各号の規定以外に管理者が必要と認めるときは、関係書類を提出しなければならない。

(工事費の算出基礎)

第5条 条例第9条第1項の給水装置工事費の算出基礎となる材料費、運搬費、労力費、道路復旧費の単価及び工事設計監督費並びに間接経費の基準については、毎年度当初に管理者がこれを定める。ただし、道路復旧費は、占用許可条件により算出する。

(団地等の造成に係る費用の算出)

第6条 条例第9条第3項に規定する団地等とは、1,000平方メートル以上の開発をいう。

2 前項に係る費用の算出については、別に定める特殊受託工事に関する要綱の定めるところ

ろによる。

(工事費の予納)

第7条 条例第10条第1項ただし書の規定による工事費の予納を必要としない工事は、官公署及び官公立学校の工事とする。

(給水装置の構造)

第8条 給水装置は給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、メーター(ボックスを含む。)及び給水栓その他の附属用具をもって構成する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

2 給水装置は、水圧、土圧その他荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏水するおそれがないよう次の各号により設計及び施行しなければならない。

(1) 給水装置には、凍結、破壊、浸食等を防止するため適当な処置を講じなければならない。

(2) 給水装置は、給水管の水圧に影響を及ぼすおそれのある私設ポンプ等に接続してはならない。

(3) 給水装置は、井戸水その他の供給管に直結してはならない。

(4) 給水装置には、給水管へ汚水又は供給する水以外の水の逆流を防止するため、適当な処置を講じなければならない。

(5) 給水装置の配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていなければならない。

(6) 給水管を2階以上又は地階に配管するとき、各階ごとに止水栓を設けなければならない。

3 条例第20条に規定する料金算定の適用を受ける3階以上の共同住宅等に給水するときは、遠隔指示集中検針方式メーターを管理者の指定する場所に設置するものとする。

(受水槽の設置等)

第9条 多量の水を使用する箇所その他管理者が必要と認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。

2 屋内装置(受水槽を含む。)についての管理責任は、当該装置の使用者が負うものとする。

(メーターの設置基準)

第10条 メーターは一世帯又は1箇所に1個設置するものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、2個以上設置することができる。

(メーターの設置場所等)

第11条 メーターは、次の各号に定める基準による場所に設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内とし、給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (2) 点検及び交換作業を容易に行うことができる場所
- (3) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (4) 水平に設けることができる場所

(メーターの管理)

第12条 メーターの設置場所にその点検若しくは機能を妨害するおそれのある物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、使用者又は所有者に原状回復を命じ、履行しないときは、管理者が施行してその費用を違反者から徴収することができる。

3 管理者が必要と認めたときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

(メーターの亡失又はき損)

第13条 条例第15条第1項のメーターの保管者がメーター及び附属器具を亡失又はき損したときは、直ちに管理者に届けなければならない。

2 条例第15条第3項の管理者が定める損害額は、亡失の場合は残存価格、き損の場合はその修理に要した費用とする。

3 メーターの耐用年数は、8年とする。

(町の費用で修繕する区間)

第14条 町の費用で修繕する区間は、配水管から分岐後の最初のメーターまでとする。

2 給水装置のうちメーターユニオン両端、分水栓及び分水チーズまでの修繕その他町の責めに属するものと認められる修繕については、町費でこれを行う。

(共同住宅等の適用基準)

第15条 共同住宅等の適用基準は、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 屋内に給水栓が設置されていること。
- (2) 各戸ごとにメーターが設置されていないこと。
- (3) 各戸の利用者が一般用に水道を使用するものであること。

(共同住宅等の適用基準)

第16条 1戸のメーターで2戸以上の使用者がある場合、その1戸に対する停水処分は、使用者全部に及ぶものとする。

(使用水量認定の方法)

第17条 条例第21条の規定による使用水量の認定は、前年同月における使用水量とする。

ただし、これにより難いときは、管理者が認定する。

(料金等の軽減又は免除)

第18条 条例第25条に規定する料金等の軽減又は免除をすることができる場合は、次のとおりとする。

(1) 給水装置の漏水で、かつ、発見が困難な場合

(2) 濁水が発生した場合

(3) その他管理者が必要であると認めた場合

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第19条 条例第31条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

(2) 前号の管理に関し、毎年1回以上定期に簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の多気町水道事業給水条例施行規則(平成10年多気町規則第4号)又は勢和村水道事業給水条例施行規則(平成10年勢和村規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和2年3月19日告示第50号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年5月1日告示第120号)

この規程は、令和2年5月1日から施行する。